様式第３

身体障害者診断書・意見書(小腸機能障害用)

総括表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 大正昭和平成令和**母 示 中 環 小** | 年　　月　　日生（　　）歳 | 男　女 |
| 住　所 |
| ① | 障害名（部位を明記） |
| ② | 原因となった疾病・外傷名 |  | 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、疾病、先天性、その他（　　　） |
| ③ | 疾病・外傷発生年月日　　　　　　　年　　月　　日　・場　所 |
| ④ | 参考となる経過・現症（レントゲン及び検査所見を含む。）障害固定又は障害確定（推定）　　　　　　　年　　月　　日　 |
| ⑤ | 総合所見 〔 将来再認定　　要 ・ 不要　〕 〔 再認定の時期 　　 年　　月〕 |
| ⑥ | その他参考となる合併症状 |
| 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。年　　月　　日病院又は診療所の名称所　　　在　　　　地診療担当科名　　　　　　　　　科　　医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署又は記名押印） |
| 身体障害者福祉法第15条第3項の意見［障害程度等級についても参考意見を記入］　障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に・該当する　　　（　　　　　　級相当）・該当しない |
| 注　意１　障害名には現在起こっている障害、小腸機能障害を記入し、突発性仮性腸閉塞、中腸軸捻症、上腸間膜動脈血栓症、小腸閉塞症等原因となった疾患名を記入してください。２　障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次項以降の部分について、お問い合わせする場合があります。 |

小腸の機能障害の状況及び所見（ＮＯ．１）

|  |
| --- |
| 身長　　　　　cm　　　　体重　　　　　kg　　　　体重減少率　　　　　　　％（観察期間　　　　　　 　　）１　小腸切除の場合（１）手術所見：・切除小腸の部位　　　　 　・長さ　　　　　　cm　　　　　　　　　・残存小腸の部位　　　　 　・長さ 　 cm ＜手術施行医療機関名　　　　　　　　　　　（できれば手術記録の写を添付する）＞（２）小腸造影所見　（（１）が不明のとき）…（小腸造影の写を添付する）　　 　推定残存小腸の長さ、その他の所見２　小腸疾患の場合 病変部位、範囲、その他の参考となる所見（注）１及び２が併存する場合はその旨を併記すること。　　　［参考図示］３　栄養維持の方法（該当項目に○をする。）①　中心静脈栄養法：・開始日　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日・カテーテル留置部位 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　・装具の種類 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　・最近６か月間の実施状況 　　　　（最近６か月間に　　　　　　日間）・療法の連続性 　　　　 （持　　続　　的・間　　歇　　的）・熱量　　　　　　　　　 （１日当たり　　　　　　　　Kcal） |

小腸の機能障害の状況及び所見（ＮＯ．２）

|  |
| --- |
| ②　経腸栄養法：・　開始日　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日・　カテーテル留置部位 　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　・　最近６箇月間の実施状況 　　　　　　　（最近６か月間に　　　　　　日間）・　療法の連続性 　　　　　 　 （持　　続　　的・間　　歇　　的）・　熱量　　　　　　　　　　 （１日当たり　　　　　　　　Kcal）③　経 口 摂 取：・　摂取の状態 （普通食、軟食、流動食、低残渣食）・　摂取量 （普通量、中等量、少量）４　便の性状：（下痢、軟便、正常）、排便回数（１日　　　　　回）５　検査所見（測定日　　　　年　　　月　　　日） |
| 赤血球数　　　　 　/mm3、血清総たん白濃度　　　　　 g/dℓ、血清総コレステロール　　　　　mg/dℓ、濃度血清ナトリウム濃度　　　　　mEq/ℓ、血清クロール濃度 　　　　mEq/ℓ、血清カルシウム濃度 　　　　mEq/ℓ | 血色素量　　　　　 　g/dℓ血清アルブミン濃度　　　　　　 g/dℓ中性脂肪　　　　　　mg/dℓ血清カリウム濃度　　　　 　mEq/ℓ血清マグネシウム濃度　　　　 　mEq/ℓ |

（注）１　手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。

　　　　２　中心静脈栄養法及び経腸栄養法による１日当たり熱量は、１週間の平均値によるものとする。

　　　　３　「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。

　　　　４　小腸切除（等級表１級又は３級に該当する大量切除の場合を除く。）又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。

５　障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は６か月の観察期間を経て行うものとする。